

## 大分県立工科短期大学校学生寮管理規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、学生寮の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規程で学生寮とは、県が県立工科短期大学校の学生の経済的負担を軽減するとともに、健全な共同生活を営むことに資する目的をもって、学生を居住させるため設置する寄宿舎をいう。

(室数及び定員)

**第3条** 学生寮の室数及び定員は次の表のとおりとする。

| 居室の区分 | 室 数 | 定 員 | 備 考 |
|-------|-----|-----|-----|
| 一 般 用 | 20室 | 20名 |     |
| 障がい者用 | 1室  | 1名  |     |

(使用資格)

**第4条** 学生寮を使用できる者は、学生とする。

(使用期間)

**第5条** 学生寮の使用期間は、卒業のための最短学年数の範囲内において、あらかじめ指定した期間とする。

(学生寮の管理・運営)

**第6条** 学生寮を使用する者（学生寮を使用しようとする者を含む。以下「使用者」という。）は、この規程に定めるもののほか、校長の指示に従わなければならない。

2 この規程に基づいて行う各手続きについては、学生支援班において取り扱うものとする。

(使用手続)

**第7条** 学生寮の使用を希望する者は、校長が定める日までに、学生寮入居申込書に必要書類を添付のうえ校長に提出し、許可を受けなければならない。

(使用者の決定及び許可)

**第8条** 校長は、別に定める学生寮使用許可基準に従って使用者を決定するものとする。

2 校長は、使用者を決定したときは、使用期間及び使用すべき居室を指定した使用許可証を交付するものとする。

3 使用を許可された学生は、許可のあった日から10日以内に入居しなければならない。

(明渡し手続)

**第9条** 使用者は、使用期間満了前に学生寮を明け渡そうとするときは、学生寮退居願を校長に提出しなければならない。

2 使用者は、休学又は退学しようとするときは、前項の規定による手続をとらなければならない。

3 使用者は、学生寮の明渡しに当たっては、当該居室の清掃を行うとともに、設備及び備品に損傷箇

所があったときは、それを修繕しなければならない。

- 4 使用者は、前項の規定による清掃等が完了したときは、その旨を校長に届け出て校長が指定する職員が行う検査を受けた後に、当該居室を明け渡すものとする。

(懲戒等に伴う明渡し)

**第10条** 使用者は、停学若しくは退学を命じられたとき又は除籍されたときは、当該命令のあった日から起算して10日以内に学生寮を明け渡さなければならない。

- 2 校長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用許可を取り消すことができる。

- (1) 寄宿料を3か月以上滞納したとき。
- (2) 学生寮の秩序又は風紀を乱す行為をしたとき。
- (3) 学業不振
- (4) 第8条第3項の入居期限内に入居しないとき。
- (5) 第12条及び第13条の規定に違反したとき。
- (6) その他学生寮の管理上必要があるとき。

- 3 使用者は、前項の規定により使用の許可を取り消されたときは、取消しのあった日から10日以内に学生寮を明け渡さなければならない。

(準用)

**第11条** 第9条第3項及び第4項の規定は、卒業若しくは使用期間の満了又は前条の規定によって学生寮を明け渡す使用者について準用する。

(保管義務)

**第12条** 使用者は、学生寮の使用について善良な管理者の注意をもって、これを正常な状態に維持しなければならない。

- 2 使用者は、自己の責めに帰すべき事由により学生寮を滅失し、又は毀損した場合においては、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(遵守事項)

**第13条** 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 学生寮を他の者に貸し付けないこと。
- (2) 学生寮を居室以外の用途に使用しないこと。
- (3) 事前に校長の許可を受けずに部外者を寮内に立ち入らせ、又は宿泊若しくは滞在させないこと。
- (4) 寮及び敷地内等の環境整備に努めること。
- (5) 大分県立工科短期大学校駐車場使用に関する規程に準じた手続により駐車場を使用すること。
- (6) その他校長が指示する事項

(費用負担)

**第14条** 学生寮に関する費用のうち、次の各号に掲げる費用は、使用者の負担とする。

- (1) 使用者の居室に係る電気、ガス及び水道の使用料
- (2) 共用部分に係る電気及び水道の使用料
- (3) 電気、ガス、水道及び排水施設に関する小修繕費
- (4) その他住宅施設及び備品に関する小修繕費
- (5) 使用者が必要とする寮の管理・運営上の経費

(寮長等)

**第 15 条** 学生寮に寮長を置く。

- 2 寮長は、校長と使用者の間の連絡及び使用者相互の連絡・調整に当たるものとする。
- 3 次の各号に掲げる事務は、学生支援班において取り扱うものとする。
  - (1) 使用者名簿の整備に関すること。
  - (2) 学生寮の入居又は明渡しの際の立会いに関すること。
  - (3) 共用に係る電気及び水道の料金に関すること。
  - (4) 共益費の管理に関すること。

(管理者の指示)

**第 16 条** この規程に定めるもののほか、学生寮の管理に関し必要な事項は校長が別に定める。

**附 則**

この規程は、平成 10 年 4 月 4 日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。